

京都市地球温暖化対策条例の改正骨子(案)

パブリックコメントが開始しています 9月11日～10月11日(日)まで【必着】

ご意見をたくさんお出しください! 申請方法は郵送、FAX、ホームページから

京都市の地球温暖化対策防止条例は、「京都議定書」誕生の地として、2004年に地球温暖化対策に特化した条例として制定されました。

世界全体で地球温暖化が進行し、猛暑や集中豪雨など異常気象が甚大な被害をもたらしています。IPPC¹⁾の報告では、このままでは2100年には世界の平均気温は2.6～4.8℃上昇し、さらに影響が深刻となる可能性が高いとされています。こうした中で、世界では地球温暖化による危機を回避するため、「低炭素社会」から更に進んだ「脱炭素社会²⁾」の実現に向け、京都議定書の後継となる「パリ協定」に合意しました。

1) 地球温暖化に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行う国際機関

2) 排出量をできる限り削減し、残る排出量を森林等による吸収の範囲に収めることで排出量ゼロとなる社会

京都市では2019年5月に市長が「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指すことを表明しています。その実現のために、条例改正では、目標にふさわしいものにしなければなりません。

市民の皆さんの積極的・具体的な提案で、条例を充実させましょう。**ぜひご意見を出してください!**

11月議会で条例改正提案の予定

★骨子案で、気になるいくつかの点・・・。



①京都議定書では1990年を基準日として、**2020年までに温室効果ガス排出量25%削減**を目標に取組んできました。その基準日は世界の基準ですが、日本政府はその基準日を**2013年に後退**しており、各自治体もそれに合わせてきています。京都市の場合、1990年と2013年の温室効果ガス排出量はほぼ同じ水準なので、後退提案ではないと説明しています。それならば、変更する必要があるのでしょうか・・・。

②脱炭素社会の実現に向けて、積極的な取り組みを推進するとしていますが、改正案には具体的な文言がありません。具体化は「京都市温暖化対策計画」で示していくとしていますが、条例にも計画に繋がる目標など示すことが大事で

はないのでしょうか。

③環境団体からは、「交通対策や住宅の省エネ化が必要」、「脱炭素に向けての京都シナリオが必要」、「再生エネルギー電気使用の義務化が必要」などのご意見が寄せられています。